

第十三章 教育と文化の普及発展

第一節 学校教育の普及

教育の内容の確立

明治五年（一八七二）四月に教部省が示した教則三カ条には、

一、敬神愛国ノ旨ヲ体スベキコト

一、天理人道ヲ明ニスベキコト

一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキコト

とあり、明治の教育の中心をなすものは、皇道思想であったといえる。

一方、先進欧米諸国の思想文物の輸入が盛に行われ文明開化（欧化主義）も全盛の時代であったが、明治十五年（一八八二）には勅撰の幼学綱要が頒賜され、それと共に「忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスベシ」との勅諭も下賜されて、欧化主義のかたわら、わが国個有の道德の維持育成が重視されている。

更にこの年軍人勅諭が下され、国民皆兵による富国強兵政策が進められたことも重要である。



写真113 小学入門（国府村誌より）

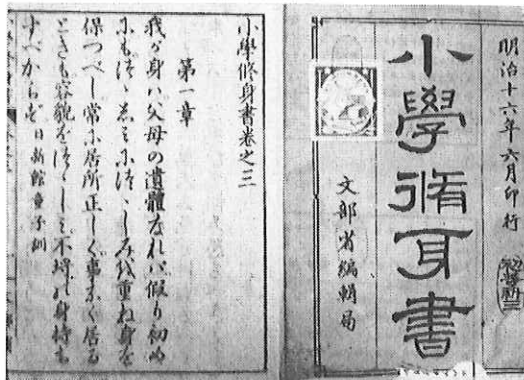


写真114 明治16年 小学修身書（国府村誌より）

実際教育の場では、知力の開発に力を注ぐ主知主義教育が全盛となり、厳しい試験制度が実施された。

試験には、月次試験、修業試験、卒業試験の三種があり、郡長が教員中より任命した試験委員の出張によって行われ、試験の結果は必ず郡役所に報告せねばならないとい

う厳しいものであった。（後には村長に報告）

「 報 告 （明治二十七年度）

当校児童中試験大試験来ル三月十二日ヨリ十四日ノ三日間ニ施行致シ十五日ニ証書授与式举行仕度候間此段及御報告候也

気多郡西気村立囊智尋常小学校

を廃止して新たに小学校令が公布された。

義務教育の普及

明治二十二年（一八八九）全国に市町村制が施行されるとともに、従来の学区は廃止されて、一村一学区制が行われることとなり、翌二十三年（一八九〇）には、旧小学校令



写真115 日高小学校運動会風景（河本重成提供）

気多郡西気村長前田弥左衛門殿

訓導 山地 基 実 ㊦

この試験制度は、明治三十三年には廃止されている。

当時の教科目は、修身、読書、作文、習字、算術、体操と定められ、土地の事情によって日本地理、日本歴史、図画、唱歌、手工、裁縫の諸科目から適宜加えることとなっていた。

明治二十三年（一八九〇）教育勅語が下賜され、以後昭和二十年（一九四五）の敗戦に至るまでの指導理念が確立した。

明治の教科書は明治二十年から文部省検定制となり、明治三十六年「小学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルベシ」と小学校令を改正して国定教科書制度となった。

この制度も第二次世界大戦終了後まで続いた。

表 39 義務教育就学率（明治26年）

	国府	日高	八代	三方	西気	豊岡
計	七〇	五七	四四	四九	四二	九五
男	八五%	七三%	五九%	五七%	五三%	九七%
女	五四	四〇	二三	三五	一八	九三

表 40 小学校校名の変遷

明治20までの校名	簡易小学校	尋常小学校	尋常高等小学校
府中小学校	明治二〇	明治二四	明治二六 （明治二八）
東柳小学校	明治二〇	明治二五	（日高と改称）
伊福小学校	明治二〇	明治二五	尋常
静修小学校	明治二〇	明治二五	尋常
鳩峯小学校	明治二〇	（八代と改称） 明治二五	尋常
鶴峰小学校	明治二〇	明治二四 （二六田ノ口新設）	明治三一 （三万と改称）
囊智小学校	明治二〇	（二四硯坪小廢校） 明治二四	明治二八 （清滝と改称）
共存小学校	明治二〇	明治二四	明治三三
羽尻小学校	不明	不明	（三一三方へ合併）

る。

教育の普及は高等科設置となつて進んだのであるが、一挙に設置されたものでなく、各地区の実態に応じ

この結果不評の簡易科を廢し、尋常科四年を義務制とし、その上に高等科（二、四年）を置くことになつて、ここにわが国の義務教育制度が確立することとなつた。このころから就学率が急に伸び、義務教育の普及徹底がうかがわれるが、地域によってかなりの差があるのも事実であつた。

明治二十六年（一八九三）の義務教育の就学率は表39のとおりであるが、地域差と共に男女差が大きい。参考までに豊岡の数字もあげて見たが、さすがに但馬の中心として豊岡の教育熱の高いことや、女子の就学率の方が低いことがはっきりわかる。

学制の改革は、この後明治三十三年、明治四十年と二回おこなわれるが、各校の変遷を一覧表にして示すと表40のとおりであ

て進められた。

西気地区では明治三十年補習科を設置し、三十三年これを昇格して高等科を実現している。

清滝地区は明治二十七年西気村より分離独立して清滝村となったため、二十八年藁智尋常小学校を清滝尋常小学校と改め、二十九年高等小学校を新設、三十一年に高等科四年を実現している。

三方地区では、明治二十四年校名を鶴峯小学校と改め明治二十七年二年制の補習科を設置し、三十一年高等科に昇格させている。

日高地区は、明治二十九年私立江原高等小学校を設立し、三十二年に村立とし、三十八年に至って東柳尋常小学校と合併して、日高尋常高等小学校となった。

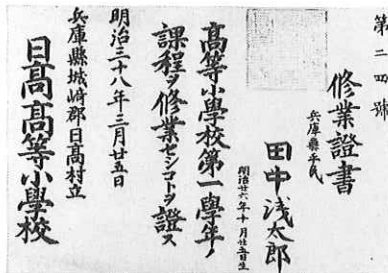


写真116 修業証書 (田中久子蔵)

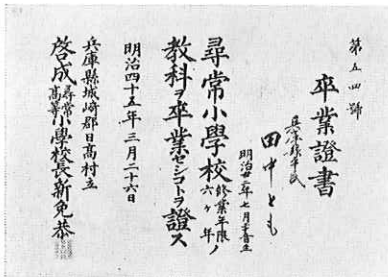


写真117 卒業証書 (田中久子蔵)

伊福小学校、静修小学校、鳩峯小学校は、明治二十五年に尋常小学校になって後明治四十年まで四年制の学校として続く、明治後期の新設校としては、明治二十六年田ノ口尋常小学校が設置された。明治三十一年には伊福尋常小学校唐杉分教場が新設され、また羽尻に冬期分教場が明治三十六年に新設されている。

明治四十年になると小学校令が改正さ

及したのである。

明治三十年代から四十年代にかけての学校合併は、三十一年に鶴峰、司馬、羽尻、田ノ口の各尋常小学校が合併して三方尋常小学校となり、四十三年に伊福尋常小学校と日高尋常高等小学校が合併して啓成尋常高



写真118 府中小学校 (国府村誌より)



写真119 伊福小学校 (河本重成提供)

れ、尋常科六カ年高等科二カ年の小学校が生まれ、義務年限は六カ年とされた。この八年制小学校はこの後、実質昭和二十一年まで約四〇年間続くことになる。

この明治四十年の改革で町内の尋常小学校はすべて六年制として形が整い、就学率もほぼ一〇〇%に近くなって教育は目ざましく普

等小学校が創立され、四十四年新校舎の落成を見ている。

この結果明治末期の小学校は

府中尋常高等小学校（国府地区）

八代尋常小学校（八代地区）

表41 義務教育就学率の変遷

府中小学校		八代小学校	
明治 七年	男 二二%	明治 七年	男 不明%
一一年	二六	一一年	五七
一四年	五一	一四年	四七
二四年	八三	二二年	四五
四〇年	九九	四〇年	九八
大正一〇年	一〇〇	大正一〇年	一〇〇
	女 七%		女 不明%
	一一		九九
	一六		九三
	四六		二五
	九九		九
	一〇〇		計 不明%
	計 一六%		九九
	二一		九六
	三四		三六
	六八		二九
	九九		三四
	一〇〇		不明%

啓成尋常高等小学校（日高地区）

静修尋常小学校（道場・久田谷・夏栗地区）

三方尋常高等小学校（三方地区）

清滝尋常高等小学校（清滝地区）

西気尋常高等小学校（西気地区）

の七校となり、義務教育の普及と発展はめざましいものがあつた。

義務教育の就学率

義務教育の就学率については、資料が揃っていないため、府中小学

校と八代小学校の二校の資料についてみると表41のようになっている。

明治期は全期を通じて就学の奨励督促が教育行政の最

大の課題であった。

就学できない者は次のような願いを出し、保護者は村長から、村長は郡長から認可を受けることになって
いた。

「就学猶予願

城崎郡国府村ノ内〇〇村〇〇番地ノ宅

平民〇〇〇〇長男

〇〇〇〇

年月日生

右之者本年四月一日就学ノ始期ニ相成候処別紙診断書ノ通りニ有之候条就学猶予御許可相成度此段願上候

明治四十五年四月三日

右保護者 〇 〇 〇 〇 〇 〇

国府村長 赤木八左衛門殿

当時認められた就学の猶予、又は免除の理由は、病弱と貧困であったが、八割以上は貧困であった。

貧困の事例を、猶予申請書別添の陳述書から記して見る。

①「父ハ年五十八歳ニシテ五年前鉄道工事ニ就事中負傷ヲナシ、不具トナリ労働スルヲ得ズ。姉一人ハ飯行
季職ヲナシ、一人ハ他家ニ子守トシテ糊口ヲ繋ギ居レリ。漸ク十九歳ノ兄一人農家ノ下僕トシテ働キ、兩
親及妹ヲ養育シツツアル状態ニアリ。」

②「父ハ昨年病死ヲナシ、母(四十歳)一人ニシテ、十九歳以下四男四女ノ八人ヲ養育シツツアリ。内女一、男一ハ他家ニ奉公シアリ。其貧境言語ニ絶セリ。」

これらの陳述書にあるように、猶予生、免除生の多くは他家に下僕として奉公したり、子守として雇われたりしている者が多かった。そこでこれらの児童に教育の機会を与えるため、例えば府中小学校では、明治三十八年から子守教育を開始し、学校の第五、六時に当る二時間に、修身、算術、唱歌などの教授をしたが、それでもなお極貧のため出席できない児童が何名かあったことが記録されている。

実業教育の奨励

日本の産業革命の黎明期、産業界は極度の労働者不足に悩まされ、労働者の養成こそ実業振興の先決問題であった。

富国強兵、殖産興業の時代の要請のもとにドイツより持ち帰られたのが「職業と学業を併立」する実業補習学校の構想であった。

わが町にも明治時代の後半になって続々と補習学校が設立されているが、府中実業補習学校、伊福実業補習学校、静修実業補習学校の三校はいずれも明治三十六年(一九〇三)に設立をみた。

実業補習教育の目的が、地方でどのように具体化されていたかを当時の学則で見ると

「本校は義務教育を終えたものや、義務教育を終えないもので学齢を超過したものや、又は高等小学校半途退学者や高等小学校卒業生などの為に、既修の学科の補習をさせると同時に実業に関する知識技能を授くるをもって目的とする」(府中実業補習学校)

とあり、補習科目としては、修身、国語、算術が授けられ、実業科として、農業（作物汎論、普通作物、土壌の大意、害虫、肥料の種類と其用法の大意、養蚕大意等）、裁縫及機織（運針法及縫方、裁方、積り方）が授けられた。（実業科以外は随意科）

学年は三学年編成で、授業時間は男子午後七時より九時まで、女子は午後二時より四時までとされていた。

学校合併に伴う紛争

明治三十四年（一九〇一）時の城崎郡長内海忠誨より日高村会に対し次の諮問通達があった。

「三第二九号

日高村会

其村立伊福尋常小学校及静修尋常小学校ヲ廢シ更ニ一尋常小学校ノ位置ヲ大字日置村字矢組二十七番、二十八番、二十九番、三十番、三十一番地ニ定メントス、右小学校令第九条第二項ニ依リ其村会ノ意見ヲ問フ

明治三十四年一月十日

城崎郡長 内海 忠 誨 ㊤

これは明治二十三年制定の小学校令の定めにより、一村一校の原則を実現するための行政措置であったが、この通達に端を發し日高村は合併反対の伊福、静修両校区民（反対派Ⅱ両端派）と、合併賛成の日高校区民（賛成派Ⅱ中央派）の二つに対立して紛議が続いた。

日高村としては、議を決しかねるままに明治三十九年郡長より最終諮問を受け、郡長案を修正議決して伊福校を廃して日高校を合併する

静修校は永久存置する

こととし、両校とも学校を新築することを答申した。

学校紛争の原因は、各部落間の感情の対立、校舎腐朽甚だしく、加うるに義務教育年限延長の暁には校舎の狭隘を免れず、校舎改築が焦眉の急に迫ったこと、などがあげられる。

明治四十一年（一九〇八）二月に成立した調定は次のとおりである。

調定委員 竹野村長 福田八郎右衛門

城崎町長 片岡 平八郎

豊岡町長 原 庄七

代理助役 古川 与一

三方村長 井上真一郎

国府村長 林 吉太郎

中筋村長 赤木甚太夫

日高村小学校廃合仲裁書

日高村将来ノ学政ヲ講究スルトキハ現在ノ三校ヲ廃シ更ニ適當ノ場所ニ於テ一校ヲ建設シ完全ナル教養ヲナスハ當ニ教育上多大ノ利ヲ収ムルノミナラズ財政上ニ於テ將々村治上ニ於テ偉大ナル効果アルハ何人モ確

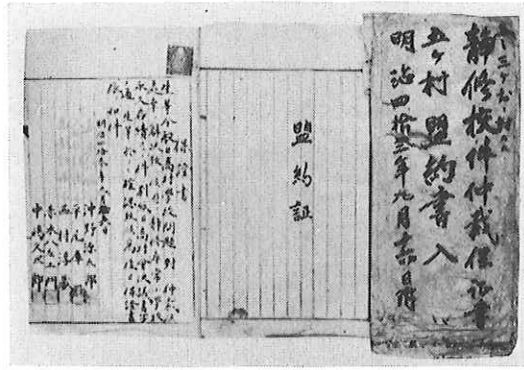


写真120 学校紛争仲裁書類(明治43年)(久田谷区有文書)

○)一大争乱をひき起すこととなった。当時村会議員の改選期に当たっていたが、中央派と両端派の立候補者の数が一名差という接近した状態となり、この一名の争奪をめぐる両派住民多数による紛争乱斗事件が発生し、数十人の刑事被告人を出すという憂慮すべき事態を引き起したのである。教育に対する住民の熱意が如何に熱烈であるかを物語るものであるが、残念な事件であった。幸い当時の県、郡、村、地域有力者達の調停によって円満解決し、次のような保証書が作成された。

- 認スル処ナルガ如シ。故ニ本問題ヲ解決スルニ当リテハ左ノ方法ヲ立ツルヨリ更ニ途ナシト信ズ。
- 一、現在ノ日高尋常高等小学校、伊福尋常小学校ヲ廃止シ、更ニ尋常高等小学校ヲ設置新築スルコト。
 - 二、前項校地ノ位置ハ西氣街道踏切り東、江原銀行前ノ土地ヲ選ブモノトス。
 - 三、現在ノ静修尋常小学校ヲ永久存置スルコト。必要ニ応ジ増築又ハ改築スルコト。但シ久斗村児童ハ新設校ニ通学スルモノトス。
 - 四、静修尋常小学校ノ児童中、其ノ第五学年第六学年生ハ希望ニヨリ新設校ニ通学スルヲ妨ゲズ。

(城崎郡役所事績録)

しかし、その後も村内で合併論が再燃し、明治四十三年(一九一

①伊福小学校の合併について

証

日高村学校問題解決ニ関スル協定書第一項ニ掲グル金壹千円ハ仲裁人ニ於テ左ノ通り決定処分ス

記

金壹千円鶴岡村公共事業費トシテ同村へ交付スルモノトス

右ノ通り相違ナキヲ契リ依ッテ本証ヲ交付ス

明治四十三年九月拾六日

仲裁人 沖野源太郎

赤木八左衛門

平尾庫一

西村淳蔵

中嶋久太郎

日置村御中

道場村御中

久田谷村御中

夏栗村御中

②静修小学校独立存置について

「 保証書

生等今般日高村学校問題ニ対シ仲裁候処幸ニ解決致シ候ニ付テハ静修尋常小学校永久存続スルノ件ハ別紙日高村会決議書写ノ通り生等ニ於テモ確認致候 為後日保証書依テ如件

明治四拾参年九月拾六日

沖野源太郎

平尾庫一

西村淳蔵

赤木八左衛門

中嶋久太郎

道場村御中

久田谷村御中

夏栗村御中

③村会決議書写

「第二八号 追加議案

本村立静修尋常小学校ハ永久存続スルモノトス

明治四拾参年七月廿一日提出

日高村長 太田寿之助

右原案可決 (七月廿五日)

右原本ニ依リ騰写候也

明治四拾參年九月拾六日

日高村長 太田寿之助 ㊦

静修小学校問題は、ここで一旦円満解決をみたが、問題はまだ後日に尾をひいて根深く残った。

第二節 社会教育の発展

青年会の発足

江戸時代の村々には、地域生活を基礎とした若衆組わかしゅぐみ、あるいは若連中とよばれる若者の集団があったが、この自主的な青年組織は明治前期にも引継がれ、各部落で氏神の祭や村芝居、消防などの行事を行っていた。しかし、この地方では、新文化の吸収とか古い伝統からの脱皮とかを目ざす活動はそれほど顕著ではなかったと考えられる。

明治三十年代後半になって実業補習学校が創設されるようになったことは既にのべたが、この時期になると若衆の集りは夜学会などを開くようになり、ようやく封建時代の若者組的性格からの転換がみられるようになってきた。そして日露戦争がはじまると、軍の要請により文部省と内務省が共同して積極的に保護育成に乗出すこととなり、青年会は地域の在郷軍人会の下部機関的役割を果させられることとなり、青年会は戦争に協力して活動した。

明治四十年代に入ると、小学校長や教育会の組織を通じての指導も加わって青年会が各部落に組織され、更にこれをまとめた村連合青年団が結成されるようになっていった。

その背景としては、日露戦争を契機にわが国の地方社会の再編成が進行し、日露戦争後には更に政府の手による地方改良運動として諸施策が強力に推進されていったという大きな流れがあった。

明治四十一年（一九〇八）十月十三日に発布された「ほしんしょうしょ戊申詔書」は、階級的協調と質素倹約への戒めを主たる内容とし、教育勅語と共に国民道德の指針として、学校や青年団、在郷軍人会などを通じて国民の思想を導くために大きな役割を果たしている。

以下にわが町内各部落における青年会の活動について個々に調べてみることにしよう。

これら青年会の初期の設立の目的としては、産業増進、悪風の矯正、日露戦争下における国家意識の高揚、などがあげられ、夜学会などが動機となっていた。

浅倉村の青年会は、日露戦争に刺戟されて結成され、献金運動に努めている。

名色村の青年会は、青年修身会として発足した。

山宮村の青年会は、明治三十六年に実業補習学校を卒業した同窓生の親友会が母体となつて生まれた。

十戸村の青年会は、はじめは親栄会と名称をつけたが、のち向上倶楽部となり、更に青年会となつていく。

清滝村の各部落青年会は、明治三十八年（一九〇五）から明治四十二年（一九〇九）にかけて発足し、明治四十五年（一九一三）三月一日に清滝村聯合青年会が創立されている。

西気村においては、明治三十五年（一九〇二）に水口村青年会ができ、その後各部落につきつぎに青年会ができて、明治四十二年頃に西気村聯合青年会が発足したとみられる。

三方村、国府村の青年会も、ほぼ同時期に発足したとみられ、八代村の各部落青年会は、明治四十一年から二年にかけてでき、八代村聯合青年会の発足は明治四十二年九月二十九日であった。

日高村青年会も明治四十二年に発会した。次に当時制定された日高村青年会々則をのせておく。

「 日高村青年会々則（抄）

第一条 本会ハ日高村教育会ニ隷属シテ日高村青年会ト称シ、事務所ハ日高村役場ニ置ク。

第二条 本会ハ教育勸語ノ御趣旨ヲ奉戴シテ左ノ道義的修養及事業ヲ行フヲ以テ目的トス。

一、修養

イ、敬神崇祖ノ觀念ヲ涵養スルコト

ロ、剛健質実ノ氣風ヲ養成スルコト

ハ、勤勉力行ノ精神ヲ育成スルコト

ニ、啓智成徳ノ修養ニ努ムルコト

二、事業

イ、田園趣味ノ助長

ロ、風俗習慣ノ改善

ハ、共同貯蓄ノ奨励

ニ、公益事業ノ援助

ホ、夜学会ノ開設

ハ、其他ノ事業

第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為ニ左ノ部落ニ支会ヲ設ク。

日置、江原、宵田、久斗、道場、久田谷、夏栗、祢布、国保、水上、山本、鶴岡、上鶴岡

第六条 本会々員ハ十七歳以上三十歳未満ノ者ヲ以テ会員トス

第八条 会長副会長ハ日高村教育会長之ヲ囑託シ、幹事ハ支会長ヲ以テ之ニ充テ、顧問ハ賛助会員中ヨリ會長ニ於テ囑託シ、理事ハ會長之ヲ選任ス。

第十二条 本会ノ經費ハ教育会ノ補助、有志ノ寄付、会員ノ献出ヲ以テ之ニ充ツ。

第十六条 本会ノ集会ニハ其都度教育会長ノ臨席ヲ乞ヒ、左記事項ニ関シテハ同會長ノ同意ヲ得ベシ。

一、予算及決算

一、新設事業

第十七条 本会員ニシテ本会ノ体面ヲ汚スガ如キ行為アリタルモノハ、支會長ノ申告ニ依リ會長ハ幹事会ニ

諮問シテ之ヲ除クベシ

明治四十二年（一九〇九）制定

ここでその後の青年組織のあゆみについてふれておくならば、大正四年（一九一五）に内務省と文部省は訓令を発し、青年団は青年修養の機関であり、其の本旨は青年をして健全なる国民、善良なる公民たるの素

養を得しむるに在る、と青年団運営の基本方針を述べて半官制的性格を明らかにしたが、昭和二年（一九二七）には青年団の全国組織として大日本連合青年団の成立が実現されている。

教育会の活動

明治三十年代以降、学校教育と社会教育の推進に非常に大きな役割を果した団体に教育会がある。兵庫県教育会が創立されたのは明治三十二年（一八九九）であるが、清瀧村私立教育会、八代村教育会、日高村教育会が相次いで設立されたのは、日露戦争後の明治三十九年（一九〇六）のことであった。

これら各村の教育会は、村長、村吏員、学校長及職員、村会議員、各大字総代、その他本会の目的に賛同する者を会員として構成され、その目的は教育の普及発達をはかり、自治体の基礎を強固にすることにありとされた。主な事業としては、児童の就学奨励、小学校卒業生の保護監督、青年会の設置改善、図書館の設置、風俗習慣の改善、生業の発達と福利の増進、勤儉貯蓄の奨励、申合せ規約の制定、特行者の表彰、養老会、講話、など極めて多岐にわたっている。

教育会の運営費は、会員の醸出、村費の補助、寄付金などによってまかなわれた。

敬老会（養老会）については、清瀧村では明治四十一年（一九〇八）に青年会が開いているが、これに次いで八代村教育会が明治四十二年（一九〇九）に、日高村教育会が明治四十四年（一九一一）に、それぞれ養老会を開いた記録がある。これは青年会や教育会がとりあげた主要な年中行事であった。

おくれて発足した婦人会

婦人会の発足は青年団よりおくれ、大正になってからであったが、ここでは前項で青年団について触れたのに続けて、そのあゆみをまとめておこう。

愛国婦人会は、傷病兵、遺族の保護を目的とした婦人団体で、明治三十四年（一九〇一）に設立され、日露戦争を契機に飛躍的に発展した。日露戦争下にあつては、青年会と同じく、銃後生活を支え、戦争に協力する基盤組織の役割を果している。三方村の例によれば、愛国婦人会の会員は、大正元年（一九一二）の数字で、各部落につき二、五名、村全体で四二名を数え、指導層の婦人が依嘱されていた。

これに対し、地域在住の主婦をもって組織する地域婦人会の発足は、第一次世界大戦の後、大正九年（一九二〇）頃から昭和二年（一九二七）頃までの時期に行われた。

久斗婦人会は大正十年（一九二一）、浅倉婦人会は大正十四年（一九二五）に発足している。

日高町婦人会は大正十五年（一九二六）一月十三日に発会式が行われ、同年四月四日には城崎郡婦人会の発会式が豊岡小学校で挙行された。このようにして婦人の組織化も着々と進んだ。城崎郡婦人会は同年八月に第一回婦人修養団講習会を開催し、また城崎郡婦人会第五部（日高町）講演会も開かれている。

昭和三年（一九二八）になると、第一回但馬連合婦人会が城崎で開かれ、更に兵庫県婦人会が結成されている。

婦人会がとりあげた事業は、教育活動、生活改善、奉仕活動、養老会、講習会などであったが、日高町婦人会の昭和三年（一九二八）の事業をみると、婦人会自警団や防火組合を設置しており、一夜講習会を開いたり、農事懇談会、農繁期託児所懇談会、衛生講習会などを開き、町養老会事業にも積極的に参加するな

ど、その活動はなかなか活発なものがあつた。

次に久斗婦人会の大正十年（一九二一）制定の会則をかかげておく。

「久斗婦人会々則（大正十年制定）（抄）

第一条 本会ハ久斗婦人会ト称ス

第二条 本会ハ久斗在住ノ主婦ヲ以テ組織ス

第三条 本会ハ婦徳ノ涵養ニ努メ、風儀ト生活ノ改善ヲ図リ、子女ノ教養ニ留意シ、智識技能ヲ修練シ、益々家道ノ向上ト家風ノ美ヲナスヲ以テ目的トス

第四条 本会ノ事務所ハ久斗公会堂ニ置ク

第五条 本会ノ事業、大概左ノ如シ

一、時間不励行ノ悪習ヲ矯正スルコト

二、家事講習会及精神修養講話開設ノコト

三、勤儉貯蓄ヲ実行スルコト

四、経済及衛生思想ノ普及ヲ計ルコト

五、慈善博愛心ノ向上ヲ計ルコト

六、公共的の事業ニ尽力スルコト

七、善行者ノ表彰ヲナスコト

第十一条 本会ノ経費ハ会員ノ醸出金、補助金、寄付金、其他ノ収入ニ依ルモノトス

第十五条 本会ハ戸主会、青年会、処女会ト円満ナル連絡ヲ計リ、目的及事業ノ達成ニ努力スルコト

第三節 衛生事情の改善

江原病院の設立

文明開化の明治初期にあつて衛生事情は決して一挙に好転はしなかつた。衛生思想の普及、病院の開設、伝染病の予防治療、隔離病舎の建築などが強く望まれ、必要とされてきたが、なかなか実現をみることはできなかった。しかし、一步一步と改善が着実になされていった。

明治七年（一八七四）に豊岡県病院の分院として江原病院が設立された。その運営を命ぜられたのは、河本覚次郎、友田勘右衛門、赤木実太郎、前田幾太郎、多田利太郎の五名であつて、専属の医師として戸田除平が任命されている。当時の記録によれば、五名の従事役は新規設立の病院運営に自信がなく、不馴れのため昼夜心痛し、豊岡病院から御官員二名を指揮方として派遣してほしいと願出ているし、また、医師戸田除平の月給については江原分院の資本金もまだ確実でないので、二月分より六月分までは豊岡の本院から支給してほしいと懇願している。

江原病院の派出所は栗山村、野村の両村の願出により設置された。しかし、薬代を滞納する患者が増加し、九月には病院従事多田利左衛門より広井、栗山、観音寺、森山、知見、佐

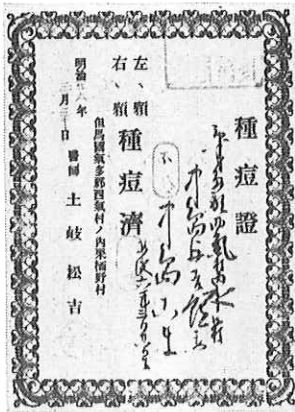


写真121 種痘証(明治36年)

田、篠垣、伊府の各村の用掛り宛に回状を廻し、薬価を納入するよう依頼している。

また小児のための種痘を実施するために、遠隔地である栗栖野、引野、府市場、栗山の各村に種痘所が設置され、江原病院の医員が種痘にあたった。明治九年（一八七六）には西気地区の山田村に天然痘患者二名が発生したため、西気全域は三月と四月に各月三回の種痘日を設け、小田根秀之進医師に応援を依頼して種痘を実施している。

日高町の開業医

このように、江原病院の設立は非常に大きい意義をもっていたが、何といても個人開業医の当地方医療に占める役割が極めて大きかった。その記録は散佚^{さんいつ}し、十分これを知ることができないのは残念であるが、以下に日高町内の開業医の分布状態を掲げておこう。

江原村……………赤松氏（江戸時代より代々開業）

八代村……………井東氏（江戸時代より代々開業）。赤松龍玄（幕末より明治にかけ藤井で開業）

伊福村……………大門貞逸（幕末）

日置村……………北村氏

久斗村……………西岡耕造。佐郷匡

竹貫村……………山田氏

上石村……………古田氏

栗山村……………田路氏

広井村……………大畑豊藏（明治三十五年頃開業届）

栗栖野村……………小田根秀之進（明治初年開業、寺子屋も開設）。土岐松吉（明治二十六年開業）

石井村……………小田良吉（明治二十七年開業届）

太田村……………山田芳太郎（明治二十六年開業）

産婆……………国府村の堀村の船津藤吉二女よし（山根）が明治三十四年に大阪市の緒方ドクトル医院に一年間出張、村費補助三六円計上の記録がある。産婆養成確保に努力が払われていたことがわかる。

町村衛生委員設置法の実施と伝染病

兵庫県においては、明治十三年（一八八〇）四月五日に、人民の健康を保持増進するため町村衛生事務を負担する町村衛生委員設置法が布達されて、各町村毎に二名の衛生委員が選出された。（例えば庄境村では和田要助、和田弥右衛門、野村では成田俊三郎、成田与右衛門が当選している）

この衛生委員の仕事としては、出産、死亡等の届出の処理、部内を巡視して、道路、水道等の掃除状況や販売食物飲料の不良状況、着色食品の有害品の点検、墓地、埋葬場、火葬場の吟味、伝染病の予防消毒、種痘の実施、地方病の有無の調査、その他衛生一般につき事務を取扱うものであった。

この衛生委員が設置されて以後、衛生事情は全般にわたり大幅に改善され、伝染病の死亡者については火葬が実行されるようになり、伝染病患者の穢物も焼却されることとなり、各村々には次第に火葬場が設けられるようになっていった。上郷村においては明治十五年（一八八二）の伝染病火葬場設置願に対して兵庫県

令森岡昌純の許可証が下付されている。

法定伝染病であるコレラは西南戦争の凱旋兵が神戸に帰還した時からまんえんし、明治十二年と十九年に大流行をみたとされ、腸チフスも明治十九年には大流行をみており、赤痢は明治二十六年に兵庫県下で大流行をみた。ペストは明治三十二年にはじめて神戸に発生して、みるみる神戸大阪にひろがり、以後全国的に発生をみる。そして、日露戦争の終結後において、わが国における人口の都市集中の傾向が顕著となり、都市における結核患者や、トラホームなどがまんえんしていったといわれている。

肺結核は不治の病といわれ、都市部の紡績女工に罹病者が多く、次第に農村にもまんえんしていったが、明治から大正にかけて増加の傾向を辿っている。トラホームは農村において特に罹病者が多く、明治末年においては兵庫県下全体で住民の約四〇%のトラホーム患者がいたと推定されているほどで、トラホームの発生は生活状態と深い関係があり、貧困な生活者に多かったとされているが、患者の減少をみるのは大正期に入ってからである。

町村衛生組合の活動

年々続発する伝染病の流行に対してその予防を徹底させる目的で、明治二十年代になると各町村において衛生組合が次々に設置されることとなった。

例えば浅倉村では明治二十三年（一八九〇）、栃本村では明治二十七年（一八九四）に衛生組合が設置されている。

浅倉村の衛生組合規約によると、衛生組合は最寄（もより）の五戸ないし二〇戸の世帯が連合するか、又

は近接の世帯が都合により便宜組合を設けることとし、組合毎に組長を置いて申合要項を実行することにした。その申し合せの要項の内容としては次のようなものが含まれていた。

「常々居宅内外の掃除に注意し、みだりに塵芥を溜め置かず、殊に下水の流れ先などをさらって努めて清潔にすること。

各戸の便所などは他へ滲漏しない様、互に注意すること。

伝染病の流行の際、及び大暑の候には、暴過食などをしない様、また腐敗食品は食用しない様、一切販売を禁止すること。

伝染病の疑のあるときは互に注意し、速やかに医師の診断を受けること。

伝染病患者のあるときは、その家族はみだりに他家へ通行することを禁止し、その家の用便に差支えない様、便宜方法を立てること。」

(明治二十三年、浅倉村衛生組合規約)

このとき浅倉村では約一〇〇戸の世帯が九組の組合に編成されている。

各町村において、同じような方針で衛生組合の実際活動がはじまったが、町村ではこれら衛生組合に対して補助金を支出して活動に援助を与えた。

三方村では、明治三十一年(一八九八)の記録によれば、一六の衛生組合に対して補助金五〇円を計上して支出しているが、その金額は決して多くない。衛生対策はまだ極めて貧弱な時代であった。

日高村においては日露戦争の終了後伝染病が大流行し、明治三十九年(一九〇六)の赤痢、チフス患者は

一〇二名に達し、その内三〇名が死亡した。この深刻な事態に対して、翌明治四十年（一九〇七）に日高村衛生組合規約が大改正され、厳守事項も詳細丁寧に規定された。その内容の一端を紹介しよう。

「戸数十戸以内をもって区を作り、区には委員を置き、委員は組合内の病人の有無や健康状態につき毎月一回組合長に報告し、組合長は村長に報告すること。伝染病流行の時期には視察簿を作り、毎日組合内の健康状態を視察し、報告すること。」

伝染病流行の時期において厳守事項は次のとおりである。

「一、寝具及蚊帳かやは常に清潔ならしむるは勿論、時々日光にさらし、寝具は不潔ならざる被布を設け、時々洗濯すべし。

二、食器はその使用毎に熱湯を以て洗浄すべし。

三、飲食物は必ず覆蓋をなし、器具は戸棚もしくは「ネズミイラズ」の如き容器に収め、塵芥の付着、昆虫、鼠族の接触を防ぐべし。

四、夜間眠るときは必ず腹部を冷却せざるよう注意し、「ネル」の如きものを以て腹巻をなし、決して裸体にて眠るべからず。

五、飲用水は最も注意を要するは勿論、必ず煮沸したものをを用い、決して流水等を用ゆべからず。

六、流水使用防禦として、使用水路に覆蓋をなすこと。但し覆蓋期間は村長の指示による。

七、一般患者の家にては決して飲食すべからず。

八、不熟の果物、不消化物、団子類、冷素麵ひゃそうめんの如きもの、及び腐敗に傾きたるものを飲食すべからず。総て

煮沸しゃふたしたるものを用ゆべし。たとい煮沸したるものと雖も、鼠族、昆虫の接触したるもの、もしくは越夜のものは食すべからず。

九、暴飲暴食を慎み、過度の労役を節すること。

十、飲食物の授受、贈答をなさざること。

十一、夏祭は単に神祭に止め、決して近村、親戚知己等の往復を廃すべし。

十二、諸興行の場所に立ち寄りざること。

十三、水泳をなさざること。

十四、盆踊、その他夜間長時間の遊戯をなさざること。

十五、深更に及んで飲食せざること。

十六、他村より組合内に入出する者に対しては、一層健康状態に注目すること。

更に家屋の清潔方法について次の項目をにかけてその励行を命じている。

一、常に家屋内外の掃除をなし、排水の方法、日光の射入、大気の流通を計り、時々灰汁を以て消毒すること。

二、床下掃除を行ふに当りては、床板を取り外し、日光を導き、大気を流通せしめ、塵芥じんがいは適當の場所に搬出し焼却すべし。

三、炊事場、浴室は適宜の窓を設け、日光を導き、殊に清潔にすべし。流し場は必ず漆喰しつくい叩きとすること。

四、井戸の周囲は少くも適度の勾配を付し、排水に便ならしむべし。

五、井戸には覆蓋ふくがいを設け、雨水塵芥の混入を防ぐべし。釣瓶つるべ又は柄杓ひしゃくを設備すること。
 六、諸工場、宿屋、料理屋、飲食店、共同井戸等、多量の水を使用するものにおいて、「ポンプ」を設備すること。

七、汚水溜おしだめおよび便所と井戸の距離はなるべく二間以上を保たしむること。

表42 日高村衛生組合設置状況（明治四〇年）

村名	組合長名	区数	委員数
日置村	北村徳三郎	一〇	一八
江原村	田口幹太郎	六	一六
宵田村	谷垣富之助	五	一五
岩中村	森垣利助	一	一八
久斗村	安東専之助	五	一五
道場村	上嶋武吉	八	一八
久田谷村	瀬崎春治郎	一	一八
夏栗村	三木小四郎	一	一八
祢布村	長谷川佐一	一	一八
国保村	藤本忠平	六	一六
水上村	三木正造	三	一三
山本村	井垣加平	八	一八
鶴岡村	戸田治助	六	一六
上鶴岡村	田中惣助	一	一五

八、諸工場、宿屋、料理屋、飲食店等の便所は毎日掃除し、防臭剤を撒布すること。

九、厩舎は住家と別棟になすこと。やむをえざる時は、居室に面したる出入口および窓を密閉すること。

十、厩舎、その他動物飼養場は常に清潔ならしむること。

十一、厩舎の地盤は不滲透質の材料を以て築造し、雨水の侵入せざる装置をなすこと。

十二、肥料堆積所は一定の場所に設け、適宜の覆蓋を付し、周囲に排水溝を設けること。

「衛生組合は、常に人員、薬品、器具の準備態勢を確保すべきものであって、消毒係三人、清潔係一人、用達係一人の合計五人の使役人夫を予約確保しておくこと、石炭酸、昇汞しょうこう、生石灰せいせいかい、四斗桶、バケツ、五合杓、手桶、シヨロ、ブラシな

ど必要物品を常備すること、組合中で組合規約に違反し、組合長以下委員の発する命令を守らぬ者は、村長又は警察署長に申出て相当処分をなすものとする。

この時の各村毎の衛生組合長の名簿と、区分けの数、委員数の一覧表をあげておく。(表42)

第四節 農村生活の向上と文化の諸相

衣服・食料・住居

農家における衣服は、明治時代から大正時代の終りまでは、洋服は用いられず、和服が常用されていた。老若男女を問わず、子供までも、着物に前掛け姿が一般であった。男の労働作業衣は、木綿の紺の山着に、紺のパッチときまっていた。作業ズボンが普及するのは太平洋戦争後のことである。シャツ類が一般に使用されはじめるのは昭和初期以降のことであり、女子の労働服として「もんぺ」が使用されるようになったのは、昭和十年代の戦時中の強制的な服装統制にはじまるが、「もんぺ」は便利で実用的であるため、作業衣としては定着したとみてよい。

食生活についてみると、日露戦争ごろまでの農村の常食は、主として大根と葉、さつまいも、などを混ぜた、菜飯、りようぶ飯、大根飯の混食、雑炊であった。葛の根からとった葛粉の餅、粟・黍・稗などを粉にしてつくった餅や団子、小麦を粉にひいてつくったうどんなども食べた。麦食が常食にたべられるのは中流以上の裕福な家庭であった。副食物は、大根の漬物、大根にしめ、大根おろし、そえ味噌などが多く、玉子や魚や肉などはほとんど口に入ることにはなかった。祝祭日などには白米飯、小豆飯、赤飯、ぼた餅などがた

かれた。

日常の主食は粉食にすることが多かったので、石臼ひきが行われたが、この作業は相当の重労働であった。

へなさないのは菜飯の茶づけ

のどにつまはるはおから飯

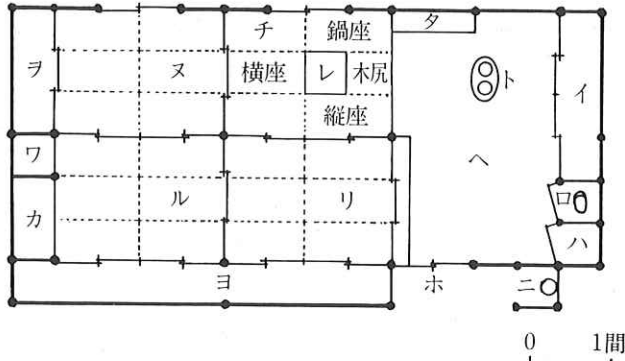
という歌があったが、菜飯の茶づけは代表的な日常食であったということが出来る。砂糖は高価であったから、ほとんど食用に供されることはなかった。

小作農家は地主に小作料を払うと、収穫米の中で手取りで残る米で更に借金を支払わされ、正月用の米もなくなるのが通例で、地主から「年とりもの」といって、一軒毎に二斗平均位の米を借りて越年し、辛うじて正月を迎える有様であった。

このように、農村の衣生活も、食生活も、大麥貧乏で、低い水準におかれていたが、住生活も苦しかった。

中流以下の農家の標準型の間取りは、「三・六の家」といって、間口六間、奥行三間で、木造、土かべ、茅葺き、平家建であった。右(又は左)側の間口二間、奥行三間の部分は土間となっており、奥は炊事場でくど(かまど)があり、入口わきに使所と風呂場があった。残る左(又は右)側の間口四間、奥行三間の部分は四等分して田の形に区画され、六畳の部屋が四室あった。土間に面して、しきり戸のない部屋が二つ、入口寄りを「店の間」奥の炊事場寄りを「座敷」(いろいろの間)といった。店の間の続きは「表の間」(客間)で床

図2 農家の間取図



イ物置 ロ便所 ハ風呂 ニ小便所 ホ入口 ヘ土間 トカマド
 子座敷 リ店ノ間 ヌ納戸 ル表ノ間 ヲ押入 ワ仏壇 カ床
 ヨ縁 タ流シ レイロリ

板敷のまま、嫁や奉公人が座り、これと対する向正面は上座で「横座」といい、主人が座り、残る二つの座席の中、奥の方を「鍋座」といい、主婦が座り、その向い側の入口寄りの方を「縦座」といい、来客が座る場所であった。

た。

「いろり」を囲んで土間側の位置は末座で「木尻」といい、

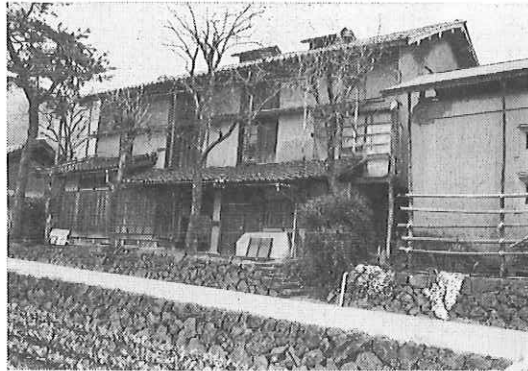


写真122 3階建養蚕家屋 (山宮)

の間がついており、座敷の続きは「納戸」で寝室であった。

「座敷の間」には「いろり」があつて、天井から自在かぎがかかつており、春、秋、冬は焚火をして、湯茶や食物の煮たきをし、暖をとると共に一家だんらんの中心の場となつ

風呂場は、五右衛門風呂、鉄砲風呂、長州釜などが使用され、面積は半坪（一畳分）ほどの狭いものであった。

屋根が茅葺きから野地板葺作りに模様替がなされる時期は、日露戦争の前後頃からであり、野地頼母子講（瓦無尽）が作られて利用されたという。

養蚕が盛んになった大正五年頃から、清滝地区においては二階建住家を三階建にして蚕室を拡張する農家が多くなった。屋上には空気が抜きが設けられた。

結婚と葬式

明治時代の結婚は、家族制度のもとでの結婚であったから、当然家と家との間における嫁取りの行事の慣行があった。

挙式は婿方の家で、三々九度の祝言の盃事がとり行われた。花嫁、両親、仲人、人足などの新客は揃って婿方を訪れ、その夜は一泊した。

通常祝宴が三日ないし四日にわたって婿方で開かれた。

第一日 夕宴新客。

第二日 昼新客を送る。夕宴親戚客。

第三日 朝、子供客。昼、女村客。夕、近所並使用人客。

第四日 青年会、友人など。

もちろん家柄や、資力の程度により、その内容は差異はあったが、いずれにせよ、結婚行事は仲々大変な

行事であった。江戸時代の文政十二年（一八二九）の上石村大庄屋植坂左衛門家の娘の菊が篠岡村（豊岡市）に嫁入した際の衣服、手道具、進物目録は上巻八二六頁以下に紹介したとおりであるが、婿方も嫁方もいずれ劣らず家の体面を重んじ、準備万端に苦勞し、祝意をわかち合ったのである。

このような慣行は、明治、大正、昭和とつづいたが、昭和十年代に入り、日中戦争、太平洋戦争が進展する戦時下に突入し、次第に物資不自由となり、節約が奨励され、簡素化され、廃れていった。

葬式のやり方は、仏式であるが、埋葬は土葬が長らく行われていた。葬式組が明治時代以後、大正、昭和にかけて村内に出来上っていて、死者があると組員が集って、葬式組が葬式一切の運営をとりしきった。

まずお寺や親戚に飛脚で知らせ、寺迎え、墓地の墓穴掘り、賄方、葬具造り、などの諸役の分担をきめたり、村内に鉦をたいて周知させたり、造花・香炉・お膳・塔婆・机・棺・棺台の飾りつけ、小天蓋、灯籠などの準備一切が組の手により行われた。

香奠は、村人は米一升を供える程度の慣例であり、村人は三日間は喪に服した。土葬の風習は、明治、大正、昭和とつづき、昭和四十年（一九六五）頃まで残っていたが、それ以降は全く跡を絶った。火葬の時代になっても、葬式の運営は十戸単位程度の葬式組が運営に当たっている。

蓄音機

一八七七年（明治一〇年）にエジソンが発明した蓄音機は、明治二十七年にはじめて日本に輸入されたといわれている。

清滝村役場が、村内各部落惣代宛に到達した次の文書は、明治三十六年（一九〇三）九月十五日午後一時

から、清滝小学校内で、全村民が参集し、各部落から五〇銭ずつ徴集して「発音機」を聞いたことを物語っている。これは当町内ではじめての「レコード鑑賞会」の記録であるといふことができる。村民多数が参集し、不思議に思ったということである。

「 記

兼而村会の節、御相談致し置き候発音機、来る十五日清滝小学校内に於て開設候条、同日午後一時迄、無遅刻参聴候様、達方御取計有之候様、此段及照会候也。

追而、参聴の節は貴村分金五十銭携帯有之度申添候也。

明治三十六年九月十三日

清滝村役場

各村惣代御中

大神楽

明治、大正、昭和の各時代を通じて、毎年秋の収穫期に年中行事的に各村各戸に巡回して来たものに、伊勢（三重県）の池田米太の大神楽だいいかぐら一座があった。独特な横笛の音が秋空に流れると、これに誘われて子供は勿論、大人まで一行の後に従って歩いたもので、秋の話題の一つであり、行事の一つであった。

一座は七、八名位で構成され、内二人は荷物持ちであった。獅子がしらとお札配りが各戸の入口前に立ち、お供えの米か金銭が渡されると、獅子が「かまど」のおはらいを演じ、お札を置いて歩いた。希望によ

り獅子は大きな口を開けて幼児の頭を咬むしぐさをした。これは子供が賢くなるとか、元気に育つとか言うおまじないのためである。お供えの金額が多い家があると、その家の前庭で、鉦・太鼓や笛を賑やかに打ち鳴らし、吹き鳴らし、獅子の舞や、棒や手まりの曲芸や、万才などのいろいろの芸を演じて見せた。この興行を「うつ」といったが、近隣から多くの見物人が集って来て楽しんで見物した。

大神楽の巡回には世話人がいた。年により各戸廻りをやめて、部落のお室の前庭で大神楽をうち、村中で見物することがあり、又、村役場が主催で、小学校の校庭で大神楽をうって、児童や村民が楽しんだこともあった。大神楽は大平洋戦争がはげしくなり、食糧難となるにつれ巡回が杜絶え勝ちとなっていった。

民衆の文芸俳諧

明治期に、わが町に関連を持った俳諧同人誌に次のようなものがある。
 国のさかえ 明治二十四年（一八九一）

上菱麦酒拡張披露発句十万集

夜雪庵金羅宗匠撰

蕉園集 明治二十八年（一八九五）

美含郡竹野村一三番地蕉園吟会発行

選者自他楽庵天真宗匠（莊野新右衛門）

眉山の曙 明治三十年（一八九七）

阿波国阿波郡勝命村井田社発行

天楽園五絃還曆賀集

大和ころろ 明治三十一年（一八九八）

遠江国浜松町元城一〇四番地の三俳諧教場楽只会本部発行

国の光四号 明治三十二年（一八九九）

備前黄薇会発行

会長月の本楽山

清風草紙二〇号 明治三十二年（一八九九）

豊前の国築上郡角田村大字畑一三八八番地筑紫正風道場発行

清風庵旭曜宗匠撰

風光集 明治不詳

近江国甲賀郡柏木村園生会発句発行所発行

会長坂田久次郎

これらの俳誌を見ると当時全国的に俳句が盛んであり、各地に俳句の社中が存在して、全国規模で俳句の交流が行われていた事がわかる。これらの俳誌に掲載されている投句の勧誘広告には、全国各地の社中があり、或る時は撰者の喜寿を祝し、或る時は俳誌の十周年を記念するという風に投句を呼びかけている。わが町には、これ等の資料中に見えるものとして、「西ノ下社中」「気多両岸社中」等の名がある。

この他、俳句の集成としては、社寺への奉額があり、わが町の俳人の献句した奉額として、芝・浄土寺奉

額（安政三年）上郷・気多神社奉額（明治十四年・同二十四年）上石・八坂神社奉額（明治期）等が現存するが、破損がひどく読解も困難になって来ている。

俳句は日常の近所づき合いにも吟じられ、慶弔に当って短冊に墨痕鮮かに認めて献句し、贈呈された方はまた短冊で返句するという風雅の生活化を見ることが出来る。（江戸末期上石の例など）

わが町の俳人達の目ざすものは一応蕉風にあったと見てよいが、作品の大部分は江戸期に大衆化した花鳥風詠の月並俳諧が圧倒的である。しかし現代に比しても俳句への熱情と、俳諧の興隆には目を見はらせるものがある。以下にわが町に遺された句集、わが町の俳人とその句の若干をのせておく。

浄土寺奉額（安政三年）六四句 俳号のみ

芝（吟雲・はる女・やな女）荒川（月橋・成蹊・甫遊・枕流||宝蔵院・慶旭||井上初太郎・不及・松雨・栄学||吉田左京）十戸（亀道・大江・仙遊・秋川・品女）水生（方水・円水・一洞）手辺（南強）伊府（為政）塚本（桃谷||大円寺）栗山（夜舒||隆国寺・一樵||長岡浅右衛門）羽尻（松外）

湧湯集（安政六年）但馬一円より投句 俳句一八五

連歌 七二

編、六方亭無外 校合、桃谷・夜舒

西ノ下社中

黄鳥のはつ音こほすや雪の中 桃谷（塚本・大円寺）
花に来る人みな花の姿かな 夜舒（金野・隆国寺）

みきわめて藪入願う日和かな
慶旭 (荒川・井上初太郎)

行雁や薄明りして雨の月
潤雨 (荒川・慈照院)

夕くれや雲にちりこむ峰の花
梢声 (栗山・大溪院)

幾寝さめしても日のありはるの雨
枕流 (栗山・宝藏院)

門先によき水ありて梅の花
栄学 (栗山・吉田左京)

常は氣のつかぬ処やはなの雲
一樵 (栗山・長岡浅右衛門)

黄鳥や障子にうつる日のぬくみ
柳里 (芝・水田善助)

ながき日のいつやらくれて松に月
松亭 (頃垣・岡田 巖)

ちり口のついて隙なきさくらかな
潤葉 (篠垣・柴垣弥兵衛)

邪魔になる波もこらひぬうめの花
奇山 (塚本・糸乗作二)

蓼川兩岸社中

水おとの水をはなれて春の雨
靄洲 (上郷・赤木弥左衛門)

朝からの人あつまりやはつさくら
公我 (上郷・赤木理右衛門)

谷水に花の香結ぶ弥生かな
和楽 (上郷・古橋三郎兵衛)

すえてある野風呂の湯気や花曇
南強 (手辺・長沢青松堂)

持ぬしの咲迄しれぬ野うめかな
花屑 (手辺・中嶋惣七)

寝静る家の左右や月と梅
玉石 (上石・菅村由三郎)

乙鳥にもはちてけしけり行燈の火 方水 (水生・古田一学)

有米を見に俗衣で出たり風呂上り 松路 (名小路・大植宇左衛門)

気多神社奉額 (明治十四年) 一〇二句

ただ松の音のみ青し春の風 上石 吐香

鐘ひとつひとつに白し明の梅 上石 梅勢

まつ雪はらふて可呂き心かな 上郷 和六

手籠から出す魚ひかる夜寒哉 上石 至誠

気多神社奉額 (明治二十四年) 一〇二句

判読困難

蕉園集 (明治二十六年) 但馬全域より投句

影法師は余所の畑打つ夕日哉 上石 衆星堂兎城

陽炎の中に棹さすわたし哉 上石 吐香

明残る月の真空や揚雲雀 西芝 梅雨

揚きりて羽ふりの見えぬ雲雀哉 西芝 梅勢

鶯や雪の花ちる小藪より 土居 至誠

名も色もたしかなりけり福寿草 土居 日本種

暖き夜の雨に芽をふく接木哉 篠垣 潤葉

短歌集 竹橋雜詠(嘯月逸人作)

嘯月とは上石の上坂吉之助で明治二十五年(一八九二)の作である。前後編に分れ、前編は短歌六〇、長歌一、後編は短歌五〇、長歌一を収めてある。

前編は近衛連隊に入営中の作歌で、

明治二十五年一月一日皇居正門儀仗衛兵所にて

人のみか春立つとえば雀まで

千代田の城に千代とさえずる

にはじまり、皇居、江戸城の松、習志野の演習、上野の岡の林の蟬を聞いて、墨田川納涼、武蔵野、禁中菊と殆んど東京とその付近を見聞したことを詠んでいる。「除隊前の一夜秋風に感じて述懐す」と題する長歌は、

「七ヶ年の長い間宮城を守護してきたが、その長い月日も夢の間に過ぎて明日は愈々待ち望んだふる里に帰る。帰ったら我が家の生業に精勵し、蓼河の流れの様な清くすんだ美しい日本の道をふる里の人々に伝えて諸人の鑑となり立派な暮しをしてゆこう。」という感懐を述べ、そのあとは反歌一首

さまざまに過ぎし日しのぶ秋の夜は

すきもる風のいとど身にしむ

で終っている。明日の退営を前にして七カ年間の多くの思い出が湧き、感無量で眠れなかったのであろう。

後編は自宅や旅先等で眼に映った春夏秋冬の季節の叙景を正確に捉え、自然に限りない愛情を寄せており

表現は巧みである。次に二首をのせる。

昨日今日吹く春風に雪消えて

やや萌え初むる野辺の若草

枯れ果てし草木に霜の花咲きぬ

さえ行く冬の空を知られて